

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正(案)

平成 22 年 9 月 10 日
(下線部変更箇所)

新	旧																												
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議																												
この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第8条、第14条に規定する運用報告書及び第16条第3項並びに第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。	(同 左)																												
1 (略)	1 (同 左)																												
2 規則第14条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表2とする。	2 (同 左)																												
別表2 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行うファンドの表示内容(規則第14条)	別表2 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行うファンドの表示内容(規則第14条)																												
1～5 (略)	1～5 (同 左)																												
6. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例	6. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例																												
(○年○月○日現在)	(同 左)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">公社債</th> <th colspan="2">短期金融資産</th> </tr> <tr> <th>格 付</th> <th>組入比率</th> <th>格 付</th> <th>組入比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AAA</td> <td></td> <td>A-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>AA</td> <td></td> <td>A-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td>A-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国債、政府保証債、地方債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> </tbody> </table>	公社債		短期金融資産		格 付	組入比率	格 付	組入比率	AAA		A-1		AA		A-2		A		A-3		国債、政府保証債、地方債				合 計		合 計		(同 左)
公社債		短期金融資産																											
格 付	組入比率	格 付	組入比率																										
AAA		A-1																											
AA		A-2																											
A		A-3																											
国債、政府保証債、地方債																													
合 計		合 計																											
(注1)組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率。	(注1) (同 左)																												
(注2)公社債の「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「 <u>MMF等の運営に関する規則</u> 」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数値は1社の <u>信用格付業者等(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)</u> による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである	(注2)公社債の「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「 <u>MMFの運営について</u> 」の規定に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数値は1社の <u>指定格付機関</u> による格付があるもので、下段の数値は <u>指定格付機関</u> の格付がないものである。																												
(注3)その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等。	(注3) (同 左)																												

新	旧																																
<p>ロ. 表示上の留意事項 (イ)MMFについて表示するものとする。 (ロ)格付表示については、各社が採用した<u>信用格付業者等</u>の<u>信用格付</u>によることもできるものとする。 (ハ)「A-相当以上(満期保有目的債券)」、「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。 (ニ)上記(ハ)の各項目に該当しなくなった場合は、当該資産の比率を欄外注記するものとする。</p> <p>3 規則第16条第3項及び第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表3とする。</p> <p>別表3 MMF及びMRFの月次開示の様式及び表示例 (規則第16条第3項、第16条の2第3項)</p> <p>○MMFの月次開示 1. ～3. (略)</p> <p>4. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例 (○年○月○日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">公社債</th> <th colspan="2">短期金融資産</th> </tr> <tr> <th>格付</th> <th>組入比率</th> <th>格付</th> <th>組入比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AAA</td> <td></td> <td>A-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>AA</td> <td></td> <td>A-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td>A-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>BBB</td> <td></td> <td>NR</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国債、政府保証債、地方債</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率。 (注2)公社債の「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数値は1社の<u>信用格付業者等</u>による<u>信用格付</u>があるもので、下段の数値は<u>信用格付業者等</u>の<u>信用格付</u>がないものである。 (注3)その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等。</p> <p>ロ. 作成上の留意事項 (イ)格付の表示については、各社が採用した<u>信用格付業者等</u>の<u>信用格付</u>によることもできるものとする。 (ロ)「A-相当以上(満期保有目的債券)」、「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。</p>	公社債		短期金融資産		格付	組入比率	格付	組入比率	AAA		A-1		AA		A-2		A		A-3		BBB		NR		国債、政府保証債、地方債				合計		合計		<p>ロ. 表示上の留意事項 (イ) (同 左) (ロ)格付表示については、各社が採用した<u>指定格付機関</u>の格付によることもできるものとする。 (ハ) (同 左) (ニ) (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>別表3 MMF及びMRFの月次開示の様式及び表示例 (規則第16条第3項、第16条の2第3項)</p> <p>○MMFの月次開示 1. ～3. (同 左)</p> <p>4. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例 (同 左)</p> <p>(注1) (同 左) (注2)公社債の「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数値は1社の<u>指定格付機関</u>による格付があるもので、下段の数値は<u>指定格付機関</u>の格付がないものである。 (注3) (同 左)</p> <p>ロ. 作成上の留意事項 (イ)格付の表示については、各社が採用した<u>指定格付機関</u>の格付によることもできるものとする。 (ロ) (同 左)</p>
公社債		短期金融資産																															
格付	組入比率	格付	組入比率																														
AAA		A-1																															
AA		A-2																															
A		A-3																															
BBB		NR																															
国債、政府保証債、地方債																																	
合計		合計																															

新	旧																												
<p>(ハ) 上記(ロ)の各項目に該当しなくなった場合は、当該資産の比率を欄外注記するものとする。</p> <p>○MRFの月次開示</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p>イ. 様式例</p> <p style="text-align: right;">(○年○月○日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">公社債</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">短期金融資産</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">格付</th> <th style="text-align: center;">組入比率</th> <th style="text-align: center;">格付</th> <th style="text-align: center;">組入比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">AAA</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">AA</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">国債、地方債、特殊債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率。 (注2) 公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。 (注3) その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等。</p> <p>ロ. 作成上の留意事項</p> <p>(イ) 格付の表示については、各社が採用した信用格付業者等の信用格付によることもできるものとする。</p> <p>(ロ) 「A相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。</p> <p>(ハ) 上記(ロ)の各項目に該当しなくなった場合は、当該資産の比率を欄外注記するものとする。</p> <p>(ニ) 「国債、地方債、特殊債」の項目欄は、区分を設けず適切な格付欄に合計することもできるものとする。ただし、この場合においては「国債証券、地方債証券、特殊債証券」が適切な格付欄に含まれている旨の注を設けることとする。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成 年 月 日より実施する。</p> <p>ただし、企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関については、平成22年12月31日までの間は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則第11条第4号に規定する信用格付業者とみなす。</p>	公社債		短期金融資産		格付	組入比率	格付	組入比率	AAA		A-1		AA		A-2		A		A-3		国債、地方債、特殊債				合 計		合 計		<p>(ハ) (同 左)</p> <p>○MRFの月次開示</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p>イ. 様式例 (同 左)</p> <p>(注1) (同 左) (注2) 公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」の規定に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の数値は1社の指定格付機関による格付けがあるもので、下段の数値は指定格付機関の格付がないものである。 (注3) (同 左)</p> <p>ロ. 作成上の留意事項</p> <p>(イ) 格付の表示については、各社が採用した指定格付機関の格付によることもできるものとする。</p> <p>(ロ) 「A相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。</p> <p>(ハ) (同 左) (ニ) (同 左)</p>
公社債		短期金融資産																											
格付	組入比率	格付	組入比率																										
AAA		A-1																											
AA		A-2																											
A		A-3																											
国債、地方債、特殊債																													
合 計		合 計																											